

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名：障害福祉課)

1	施設名	滋賀県立むれやま荘												
2	施設の概要	敷地面積 9,300.00㎡ 延床面積 4,551.04㎡ 施設構造 鉄筋コンクリート造 1階建 等 21棟												
		施設内容 (所在地) 草津市笠山8丁目5-130 (設置目的) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に定める障害者支援施設として、脳血管障害、脊髄損傷等急性期医療や急性期リハビリテーション等を終えた中途障害者の方や高次脳機能障害者のある方等に社会的リハビリテーションや医学的リハビリテーション、職業的リハビリテーション等のサービスを継続的に提供し、自立および社会参加を支援する。 (設置年月) 昭和59年4月												
3	募集概要	募集方法	公募											
		募集要項配布期間	令和5年8月29日 ~ 令和5年10月10日											
		申請受付期間	令和5年8月29日 ~ 令和5年10月10日											
		指定期間	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月31日 (5年間)											
		管理業務内容	(1) 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設として、同法第19条第1項の規定に基づく介護給付費等の支給決定を受けた方との利用契約により、同法第5条7項に規定する生活介護、同条第10項に規定する施設入所支援および同条第12項に規定する自立訓練ならびに同条第13項に規定する就労移行支援の障害福祉サービスを供与する業務 (2) 障害者総合支援法第19条第1項の規定に基づく介護給付費等の支給決定を受けた方との利用契約により同法第5条第8項に規定する短期入所の障害福祉サービスを供与する業務 (3) 高次脳機能障害の方に対する施設機能を活用した、自立および社会参加を支援する社会的リハビリテーションや医学的リハビリテーション、職業的リハビリテーションを継続的に提供する業務											
管理料参考額	461,875,000円 (消費税および地方消費税を含む。)													
4	応募状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th> <th rowspan="2">グループ申請の場合の構成</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近江八幡市安土町下豊浦 4837番地2</td> <td>社会福祉法人グロー</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">合計</td> <td>1 者</td> </tr> </tbody> </table>		申請者		グループ申請の場合の構成	所在地	名称	近江八幡市安土町下豊浦 4837番地2	社会福祉法人グロー		合計		1 者
申請者		グループ申請の場合の構成												
所在地	名称													
近江八幡市安土町下豊浦 4837番地2	社会福祉法人グロー													
合計		1 者												
5	審査の概要および結	審査方式	滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、申請書類の内容について、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、あらかじめ定めた審査基準に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。											
		選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	*植松 潤治 (滋賀県障害児者と父母の会連合会 会長) 大西 孝雄 (公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会 会長) 高木 正二郎 (滋賀県自閉症協会 会長) 土田 美世子 (龍谷大学社会学部現代福祉学科 教授) 西木 由行 (公認会計士)											
		審査基準	別紙参照											

果	審査経過	<p>第1回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和5年7月24日 (内容) 指定管理者募集要項および審査基準について検討</p> <p>第2回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和5年10月30日 (内容) 申請者からのプレゼンテーション、候補者の選定</p>																																		
	指定管理者の候補者	社会福祉法人グロー																																		
審査結果	評価結果、選定理由および選定委員会の概要	<p>【評価結果】 ○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1</th> <th>選定基準2</th> <th>選定基準3</th> <th>選定基準4</th> <th>選定基準5</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人グロー</td> <td>7.0/10</td> <td>31.6/44</td> <td>19.4/25</td> <td>11.0/15</td> <td>3.0/6</td> <td>72.0/100</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値(100点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>F委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人グロー</td> <td>73/100</td> <td>80/100</td> <td>66/100</td> <td>69/100</td> <td>72/100</td> <td>360/500</td> <td>72/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人グロー</td> <td>461,875,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】 県民の公平な利用の確保や施設の効用を最大限に発揮させること、管理に係る経費の縮減、安定した管理運営能力、滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項の5つの基準に基づき審査を行った結果、委員会にて目安とされた点数を上回る評価を得た。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】 (委員) 女性利用者が少ない点についてどのように考えるか。 (申請者) むれやま荘の存在が知られていないこともあり、地域の相談支援とのかかわりを持ちながら、居住棟整備やトイレ改修等快適に利用いただけるよう検討を行っている。</p> <p>(委員) 収支計画について、実際とのずれが生じた場合、法人としてどのように取り組むのか。 (申請者) これまで運営実態に合わせて予算検討を行ってきており、月次報告や決算報告により年度ごとに法人内で収支計画の修正をおこなっている。</p> <p>上記の結果、社会福祉法人グローを指定管理者の候補者として選定した。</p>	申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	合計	社会福祉法人グロー	7.0/10	31.6/44	19.4/25	11.0/15	3.0/6	72.0/100	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	F委員	合計	平均値	社会福祉法人グロー	73/100	80/100	66/100	69/100	72/100	360/500	72/100	申請者	提示額	社会福祉法人グロー	461,875,000円
	申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	合計																													
社会福祉法人グロー	7.0/10	31.6/44	19.4/25	11.0/15	3.0/6	72.0/100																														
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	F委員	合計	平均値																													
社会福祉法人グロー	73/100	80/100	66/100	69/100	72/100	360/500	72/100																													
申請者	提示額																																			
社会福祉法人グロー	461,875,000円																																			
審査結果																																				

別紙1 ≪滋賀県立むれやま荘 指定管理審査基準≫

選定基準	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)	
1 事業計画の内容が、 県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか。 ・使用許可手続きの公平性が確保されているか。 ・広く利用を呼びかける具体的手法が講じられているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(運営方針) ・(運営計画) 	10	
2 事業計画の内容が、 施設の効用を最大限に発揮させるものであること(2号)	・施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか。 ・提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(運営方針) ・(運営計画) ・(実施体制表) ・収支計画書 	4	44
	・施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的を理解しているか。 ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。 ・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。 		10	
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用拡大の取組内容は適切か。 ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。 ・対外的な情報提供(広報等)、情報発信は適切か。 		5	
	・サービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・申請要項に示した内容への提案は適切か。 ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか。 ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か。 ・利用者等からの苦情処理対応は適切か。 ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか。 		10	
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・求めている実施水準が実施計画書で提案されているか。 ・施設管理、安全管理は適切か。 ・維持管理は効率的に計画されているか。 		5	
	・施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な専門職員が確保されているか ・事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、中途身体障害者や高次脳機能障害者等への支援等に関して専門的技術を確保できているか。 		10	
3 事業計画の内容が、 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(第3号)	・施設の管理運営に係る経費の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 	10	25
		<ul style="list-style-type: none"> ・必要な経費を見積もっているか。 ・県が示した管理料の参考額の範囲での適正な提案額か。(最低額の提案者を各委員の最高点とする) 		15	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(第4号)	・収支計画の内容、適格性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ・収支計画の実現可能性はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等 	3	15
	・安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制は十分か。 ・職員採用・確保の方策は適切か。 ・職員の指導育成、研修体制は十分か。 		3	

	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	・法人の財務状況は健全か。		3	
	・施設の運営実績	・類似施設を良好に運営した実績はあるか。		3	
	・その他適切な管理を行うための能力	・個人情報の保護が図られているか。 ・情報公開への対応は適切か。 ・環境への配慮がなされているか。 ・組織としての目標設定を行っているか。 ・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か。		3	
5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項	・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること。	・滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証県発行の写し	1	
		・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・厚生労働大臣認定通知書 労働局発行の写し	1	
		・高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し	1	
		・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている、または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。	・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者）申立書	1	
		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること。	・認証通知の写し	1	
		・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。 ① 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001に適合している旨の認証 ② 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	・認証証・登録証の写し	1	

- ・選定基準1～4については、滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例第7条第2項に規定
 - ・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。
 - ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者
 - イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者
 - ウ 「2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること」、「3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者
- なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。
- また、選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。